【別紙1】国民健康保険事業費納付金の算定と 保険税の賦課徴収(イメージ)

く県>

① 保険給付費の実績や国の係数により、県全体の保険給付費等、後期支援金、介護納付金を推計 国の係数により、公費及び前期高齢者交付金を算定し、市町村から徴収する納付金総額を算定

※ 金額は令和4年度、()内は令和3年度

支出

収

入

保険給付費等、後期支援金、介護納付金 1,660億円(1,680億円)

医療分 1.313億円(1.327億円)、後期支援金分 254億円(258億円)、介護納付金分 93億円(94億円)

市町村からの納付金

551億円【33%】(531億円) 医療分 372億円、後期支援金分 132億円、 介護納付金分 47億円 **公費(国・県)**549億円【33%】(547億円)

前期高齢者交付金 560億円【34%】(602億円)

② 県と市町村で協議してきた方法により、納付金総額を各市町村に割り振る

【令和4年度の算定方法】

- (1)所得水準βで応能分・応益分の割合を調整し、各市町村の県全体に占める割合に応じて割り振る。
 - ① 所得割 (所得水準に応じて負担)
 - ② 均等割 (被保険者の数に応じて負担)
 - ③ 平等割 (世帯の数に応じて負担)
- (2)各市町村の医療費水準に応じて増額又は減額調整する。

医療費が高い市町村の負担は多く、医療費が低い市町村の負担は少なくなるよう調整

(※ 調整の幅は、R元年度以降は保険税水準の統一に向けて徐々に縮小していく)



③ 更に、国保制度改革により負担が上昇してしまう市町村に、激変緩和措置を実施 約3億3千万円(約1億5千万円) (※激変緩和措置の幅は、R元年度以降、徐々に縮小していく)

<市町村>

④ 各市町村では、県への納付金と保健事業等の費用を、公費のほか、被保険者から徴収する 保険税で賄う (※ただし、基金、繰越金、法定外の繰入金等を活用している市町村あり)

